

令和 8 年度

除雪ドーザ（14 t 級車輪式、両サイドシャッター付マルチプラウ）仕様書

概要

この仕様書は、除雪ドーザ（14 t 級車輪式、両サイドシャッター付マルチプラウ）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、緒元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は、運輸省令昭和 26 年第 67 号（以降の改正分も含む。）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。なお、排出ガスの規制についても同保安基準によるものとする。

ここに明記されていない箇所については苫小牧市（以下「甲」という。）と物品供給人（以下「乙」という。）が協議のうえ決定するものとする。

1. 性能

(1) 除雪幅（30 度アングリング時）	3.0m 以上
(2) 除雪能力（アングリングプラウ装着時能力を汎用プラウに換算したもの）	2.700 t 以上
(3) 走行速度	38 km/h 以上
(4) 最大牽引力	98.0kN 以上
(5) 登坂能力	25 度以上
(6) 最小回転半径（最外輪中心）	6m 以下
(7) 騒音レベル（オペレーター耳もと、無負荷、車両停止、 機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）	85db (A) 以下

2. 主要諸元

(1) 全長（除雪装置上、ストレート時）	8,500mm 以下
（除雪装置上、最大アングリング時）	9,500mm 以下
(2) 全幅	2,700mm 以下
(3) 全高	3,700mm 以下
(4) 最低地上高	300 mm 以上
(5) 車両総質量	12,000kg～16,500kg
(6) 乗車定員	2 人

3. 車体

(1) 機関

形式	水冷、ディーゼル機関
定格出力	96kw 以上
最大トルク	490Nm 以上

(2) 動力伝達装置

トルクコンバーター	3 要素 1 段 1 相又は H S T
変速機	常時噛合式（パワーシフト式）前進 3 段以上・後進 3 段以上

(3) 駆動形式	総輪駆動式	
走行ダンパ	アクティブ走行ダンパを備えていること。	
LSD	リミテッドスリップデフ（アンチスリップデフ）を備えていること。	
タイヤ	夏用 タイヤ・ホイール	各一式
	冬用 タイヤ（スパイク/標準ピン）・ホイール	各一式

(4) かじ取り装置

形式 車体屈折式

(5) かじ取り角度 35 度以上

(6) 運転室

構造 全鋼製又は鋼板FRP併用密閉型

運転席 サスペンションシート 一式

窓 (前)、(側)、(後) 熱線入り合わせガラス又は熱線入り強化ガラス
ワイパー 前・側・後3面(前・側・後) 電動式、冬用ワイパーブレード付
(設置可能なガラス箇所すべて)

フロアマット 一体型又は運転席・補助席をカバーするマット

4. 除雪装置

(1) マルチプラウ

形式 油圧操作式汎用プラウ形（両サイドシャッター付）

構造 ストレート形、円筒曲面構造又は円すい曲面構造、平形刃先

全幅（ストレート時） 3,470 mm以上

全高（端部） 1,100mm 以上

そり 除雪装置の設置状態を調整できるそりを有すること

切刃最大地上高さ（ストレート時、切刃下端） 3,300 mm以上

切刃最大切込深さ（ " ） 100 mm以上

アングリング角度 (前方、後方共) 左右各 30 度以上

(2) マルチカプラ 一式

(3) プラウ簡易脱着装置

プラウとホイスタームをフック及び油圧作動式ロックピン等により固定する構造とし、
運転席からの操作によりロックピンをロック・リリースし、プラウを脱着できるものとする。

(4) スノーバケット 2.3 m³（立米）以上

5. 油圧装置

油圧ポンプ 除雪装置及び舵取装置の作動に必要な圧力・吐出量を発生すること。

油圧シリンダ (複動式) 除雪装置、舵取装置の作動に必要な個数、能力を有すること。

操作弁 レバー式とする。

6. 計器類

(1) 燃料計	1 式
(2) アワーメーター	1 式
(3) 水温計	1 式
(4) 機関油圧計又は機関油圧警告灯	1 式
(5) 充電警告灯	1 式
(6) 運行記録計	1 式

7. 照明装置類（保安基準により装備を義務付けられるもののほか）

(1) 前方作業灯（キャビン上）LED	2 灯
追加前方作業灯 LED	2 灯
(2) 後方作業灯 LED	2 灯
(3) 黄色灯火（散光式）（全幅 1,100 mm以上）	1 灯以上
(4) 後部方向指示器、尾灯、制動灯熱線入りカバー	1 式

8. 付属装置及び付属品

8-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー（ON、OFF 切替スイッチ）	1 式
(2) カーエアコン	1 式
(3) リアフルフェンダー	1 式
(4) 標識板（300×570mm程度、車体後部取付）	1 式
(5) 非常用信号具	1 式
(6) アンダーミラー（後）	1 式
(7) 後方確認カメラ（モニター及び熱線入りカバー付）	1 式
(8) サイドミラー（熱線入り）	1 式
(9) 無線機取付（本市所有の無線機の取付）	1 式

8-2 車両総質量に含まないもの

(1) 標準付属工具	1 式
(2) 取扱説明書	1 部
(3) 部品表	1 部
(4) 履歴簿	1 部

9. 塗装

国土交通省建設機械塗装基準による。

後部バンパー部を赤白ゼブラとする。

10. 検査

乙は十分な、ならし運転完了後検査を受けるものとする。完成検査は、寸法、外観、溶接、その

他組立状況を検査し、さらに適当な作業を行って全般的な機能及び各装置の検査をする。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

11. 保証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合は、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

12. その他の事項

12-1. 製造期日、製造場所等の指定

納入機は、新品でなければならない。

納入機は、国内製造のものとする。

12-2. 灯火の取付方法の指定

黄色灯火（以下「灯火等」という。）の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 灯火等の規格、取付位置については「道路維持作業自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発 473 号（以降の改正分含む。）」に準じるものとする。

ロ) 灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、灯火等の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

12-3. 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

12-4. 納入に関わる諸経費

本履行に当たり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が代行するものとする。

ナンバープレートは地方版図柄入りナンバープレート（図柄カラー）とする。

但し、これより難しい場合は甲の指示を受けるものとする。

各種登録手続代行費用、自動車損害賠償責任保険料は、契約金額に含むものとする。

12-5. 記入文字

「市章 苫小牧市」（左右） 黒色・丸ゴシック体

記入場所、大きさについては車体形状により異なるため別途協議とする。

12-6. 納入場所及び納入期限

イ) 苫小牧市道路管理事務所

ロ) 令和 9 年 3 月 26 日